

# 山梨県公報

第四百五号

令和五年

八月二十四日

木曜日

## 目次

|            |     |
|------------|-----|
| 告示         | 五五九 |
| ○土地収用事業の認定 | 五五九 |
| ○道路の区域変更   | 五六〇 |
| 公告         | 五六〇 |
| ○公共測量の実施   | 五六〇 |

## 告示

### 山梨県告示第二百九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

令和五年八月二十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 起業者の名称 山中湖村
- 二 事業の種類 山中湖村明神前交差点周辺整備事業
- 三 起業地

- 一 収用の部分 山梨県南都留郡山中湖村山中字寺屋敷地内
- 二 使用の部分 なし

### 四 事業を認定した理由

- 1 法第二十条第一号要件  
山中湖村明神前交差点周辺整備事業(以下「本件事業」という。)は、山中湖村(以下「起業者」という。)が、バスロータリー、観光交流施設、広場等(以下「本件施設」という。)を整備する事業である。

本件事業は、交通結節点機能強化とおもてなし空間の創出、地域住民と観光客の交流を育む場として地域の活性化、観光客等に対する防災機能の向上等に大きく寄与する事業であることから、法第三十二条に掲げる地方公共団体が設置する公園その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

- 2 したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

起業者は、平成十六年策定の「山中湖村都市計画マスタープラン」及び令和二年策定の「山中湖村第五次長期総合計画」において本件施設の整備についてその方針を定めている。

また、起業者は、本件事業に要する経費について、令和五年度予算措置及び令和六年度以降の予算措置を講ずることを確約していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件  
(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益  
本件施設は、観光業が山中湖村の主要産業として成長したことに伴い、明神前交差点(以下「本件起業地」という。)は、交通結節点として重要な役割を担っているが、バス停留所が国道百三十八号上に設置されており、バスが停車時に本線を塞いでしまうため、停車中のバスを後続車が無理に追い越す危険行為がみられ、本件起業地付近では平成三十年から令和四年までの五年間で十五件の物損事故が発生している。

令和元年に山中湖村で実施した交通量調査では、本件起業地から最大千三百メートルの渋滞長が確認されており、バスロータリー等を整備することで、本線を塞いでバスが停留することがなくなり、渋滞及び安全性の向上が期待される。

また、本件起業地の西側敷地には、交流スペース、物販スペース等を配置した観光交流施設を整備し、災害時には観光客等の一時避難場所として使用できる広場を設ける。

東側敷地には、観光案内機能を備えた施設、山中湖を眺望でき、災害時には観光客等の一時避難場所として使用できる広場を整備することで、山中湖村に訪れる観光客の回遊性を高め、滞在時間を増やし、地域全体での消費を押し上げ、観光客等に対する防災機能の向上等の効果が期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益  
起業地内には、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の埋蔵文化財包蔵地があるものの当該地を起業地に編入すること、事前の試掘調査の実施及び試掘結果を踏まえた保存措置を行うことで山中湖村教育委員会と協議が完了している。

また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。  
（三）代替案との比較

本件事業の施行位置については、事業に必要な面積としてバスロータリー及び広場として必要な面積が確保できること、バスロータリーと広場が連続し、山中湖へと繋がる景観の形成が行えること、国道百三十八号及び県道四百十三号に接面し、国土交通省の国道百三十八号歩道整備計画に合わせ、広場に歩行者が容易にアクセスできること等を条件に経済的な要件等を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適切なものと認められる。

（四）比較衡量

（一）で述べた得られる公共の利益と（二）で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、（三）で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。  
したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

（一）本件事業を早期に施行する必要性

本件事業は、3（一）で述べたとおり、平成三十年から令和四年までの五年間で十件の物損事故が発生している。

また、大規模災害が発生した場合、多数の帰宅困難者が発生することが想定され、地理に不案内な観光客が速やかな避難をするに当たっては、帰宅までの安全な避難場所の確保が必要である。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。  
（二）起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、バスロータリー、観光交流施設、広場等として必要となる面積を保全するものであるから、必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

（三）収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。  
五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 山中湖村役場 村未来政策課

山梨県告示第二百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和五年九月十四日まで一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 韮崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

| 区間                     | 旧新の別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|------------------------|------|-------------|----------|
| 南アルプス市寺部字村附二三四二番一地从先から | 旧    | 三三・一        | 三九・四     |
|                        | 新    | 四四・五        |          |
| 南アルプス市寺部字村附二三四二番四地先まで  | 旧    | 三三・一        | 三九・四     |
|                        | 新    | 五六・四        |          |

公 告

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により富士吉田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年八月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（都市計画基本図作成）

二 測量の地域 富士吉田市の一部

三 測量の期間 令和五年八月十五日から令和六年三月二十九日まで

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番